

島本町教育委員会 会議録（平成30年第9回 定例会）

日 時	平成30年8月8日（水） 午前9時30分～午前10時20分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員、西山委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長兼子育て支援課長 （教育総務課）高島参事、中谷 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）奥野主幹 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹、浦上参事
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第28号議案 島本町立幼稚園設置条例の一部改正について 第29号議案 島本町立キャンプ場設置条例の廃止について 第30号議案 平成30年度教育費補正予算（案）について 第31号議案 島本町教育委員会の点検・評価について
議 決 事 項	第28号議案、第29号議案、第30号議案、第31号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成30年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、高岡委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。それでは、第28号議案「島本町立幼稚園設置条例の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

今回の改正につきましては、町立第二幼稚園を廃止する等のため、所要の改正を行うものでございます。

第二幼稚園につきましては、本年度をもって閉園することを本年度の施政方針におきまして、お示しさせていただいたところでございます。

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正の主な内容としまして、第二幼稚園の廃止に係るものを含め、2点ございます。

1点目は、町立第二幼稚園を廃止することに伴い、関係規定を整理するものでございます。まず、第2条の表におきまして、町立幼稚園の名称等を規定しておりますが、同表から第二幼稚園に関する部分を削るものでございます。次に、第5条第1項におきまして、町立幼稚園で行う預かり保育について定義しておりますが、その定義規定から第二幼稚園に関する部分を削るものでございます。

2点目は、現行では、第2条の2におきまして「長時間の預かり保育」について、第5条第1項におきまして「預かり保育」について定義しておりますが、この二つの用語の定義をより明確化するものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理でございます。

最後に、施行期日は、第二幼稚園の廃止に係る改正部分につきましては平成31年4月1日、その他の改正部分につきましては、

公布の日でございます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。第29号議案「島本町立キャンプ場設置条例の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課課長

廃止理由といたしましては、町立キャンプ場を閉鎖するため廃止するものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

町立キャンプ場につきましては、平成30年度施政方針でもお示ししているとおり、ツキノワグマやスズメバチなどの危険に対する安全対策や立地条件に起因する緊急時の対応、さらには費用対効果の面など課題が多いことから、平成30年度の開設を最後に、閉鎖する方向で事務を進めて参りました。

町立キャンプ場は、本町で唯一の野外活動可能な青少年教育施設として、長きに渡って、本町の青少年健全育成に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

しかしながら、施政方針でお示したものをはじめ、目的面・施設面・立地面・環境面・運営面のそれぞれにおいて多種多様な課題があり、これらを抜本的に解消する方策が見当たらないことから、やむを得ず閉鎖の判断にいたったものでございます。

原案どおりご可決いただけましたら、今後、当該施設及び設備の除却工事に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。なお、トイレにつきましては、町立キャンプ場に隣接する「お

おさか環状自然歩道」の関係施設として、大阪府が設置したものでありますことから、現在、にぎわい創造課と大阪府の間で今後の処遇に関する協議が進められており、現時点におきましては、存続する方向で調整中である旨、お聞きしております。

続きまして、3ページをご覧ください。今回の条例案の附則といたしまして、島本町暴力団排除条例の一部改正、及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものです。5ページ及び7ページにおきまして、新旧対照表をお示ししており、いずれも、島本町立キャンプ場に関する項目の削除を行うものでございます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。第30号議案「平成30年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

1ページ目の歳出内訳明細書をご覧ください。教育費、教育総務費の事務局費における賃金63万5千円の増額につきましては、教育推進課職員1名が病気休暇中のため、現在雇用している事務補助員の勤務日数及び時間を増加するためのものでございます。教育センター費における報償費23万4千円の増額につきましては、6月18日に発生した大阪北部地震による児童生徒及び保護者の不安等に対応するためスクールカウンセラーを各校に臨時的に配置したものでございます。放課後こども支援費における償還金、利子及び割引料5万円の増額につきましては、平成29年度

こども・子育て支援交付金の実績確定に伴う返還に対応するものでございます。幼稚園費の幼稚園費における消耗品費2万円の増額につきましては、本年度末で町立第二幼稚園を閉園するに伴い閉園セレモニーを予定しており、その際の装飾花等を購入するためのものでございます。同じく、印刷製本費28万9千円の増額につきましては、町立第二幼稚園の閉園に伴う記念誌の印刷費用でございます。

2ページ目は、参考といたしまして、子育て支援課が執行する民生費について記載しております。歳入でございますが、諸収入、雑入の過年度収入における過年度国庫支出金2,066万6千円の増額につきましては、平成29年度施設型給付費等の実績確定に伴う追加として国から交付されるものでございます。過年度府支出金1,034万4千円の増額につきましては、平成29年度施設型給付費等の実績確定に伴う追加として府から交付されるものでございます。

続いて、歳出でございます。民生費、児童福祉費の児童福祉総務費における償還金、利子及び割引料69万3千円の増額でございます。内訳といたしましては、1万1千円は、平成29年度施設型給付費負担金の実績確定に伴い大阪府に返還するものでございます。48万1千円は、平成29年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金等の実績確定に伴い国に返還をするものでございます。20万1千円は、平成29年度子ども・子育て支援交付金の実績確定に伴い返還をするものでございます。児童福祉施設費における報酬163万円の増額につきましては、虐待通告等取扱件数の増加等に対応するため、嘱託員として家庭児童相談員を1名増員するためでございます。

3ページ目は、参考といたしまして、教育こども部が執行する災害復旧費について記載しております。歳出でございますが、災害復旧費の災害応急対策費（危機管理室所管）で1,241万2千円の増額でございます。

この内、127万5千円につきましては、6月18日に発生した大阪北部地震により至急対応する必要があったものを、危機管

理室が所管している災害応急対策費にて対応しております。今後、災害があった際に対応するため、すでに予算執行した予算を当初予算額に戻すための補正予算でございます。

教育こども部として対応したものといたしまして、4ページ目に内訳をお示ししております。需用費における修繕料で15万円につきましては、第一小学校給食リフトの停止対応、第三小学校図工室ガラス破損対応、第一中学校エキスパンションジョイント周り破損対応、第二中学校体育館窓ガラス破損対応を実施しております。工事請負費で29万7千円につきましては、第二小学校体育館窓ガラス破損片付け補修・養生の対応したものでございます。

次に、教育災害復旧事業費（教育総務課所管分）757万1千円及び（生涯学習課所管分）46万3千円で合計803万4千円の増額でございます。今後、大阪北部地震により被害を受けた施設の復旧に要するための予算を増額補正するものでございます。

4ページ目の内訳をご覧ください。教育総務課所管施設分でございます。需用費における修繕料の内、小学校施設修理7万7千円は、第一小学校三階エキスパンションジョイント周りを修理するためのものでございます。中学校施設修理4万7千円は、第二中学校校舎非常扉ガラスを修理するためのものでございます。教育センター施設修理1万3千円は、窓ガラスを修理するためのものがございます。工事請負費の内、小学校施設災害復旧工事346万8千円は、第二小学校体育館窓ガラス復旧工事及び第四小学校増築等エキスパンションジョイント廻り復旧工事を行うものでございます。中学校施設災害復旧工事396万6千円は、第一中学校エキスパンションジョイント廻り、第二中学校給食室天井カバー復旧、第二中学校生徒用スチールドア復旧、第二中学校体育館窓ガラス復旧工事を行うためのものでございます。

続いて、生涯学習課所管施設分でございます。工事請負費の内、町立体育館施設災害復旧工事29万7千円は、施設周囲のコンクリートブロック塀の一部補修工事を行うためのものでございます。歴史文化資料館施設災害復旧工事16万6千円は、瓦漆喰破

損棟復旧工事を行うためのものでございます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

4 ページの内訳説明書の中にエキスパンションジョイントという言葉が多くありますが、これについて、実際に地震が起こった際に補修が必要となることは想定内であったのかということと、説明のあった修繕工事はどのくらい進んでいるのかということをお教えください。

次長兼教育総務課長

エキスパンションジョイントですが、建物と建物の接合部分で、これがずれているということで補修をさせていただいたものです。基本的には、地震があった際には建物全てがきっちりと接続されていますと損傷しますので、わざと建物と建物を外しており、それを接合している部分であるので、これがずれるというのは耐震対応としては正常に作用したと思っています。ただし、第一中学校のエキスパンションジョイントについては、本来であれば建物と建物の間の接合部分が外れてないといけませんが、ついたままだったということで痛みが相当激しく、上の方の天井裏のコンクリート物が剥落している部分がありますので、対応しないといけない状況になっており、その部分については想定外となっております。

修繕工事の進み具合ですが、基本的には今月中くらいを目途に全て発注をしていきたいと思っています。業者側の物品の配備、段取り等によって多少差は出てきますが、できれば数箇月のうちに補修の方は済ませたいと思っています。

補足になりますが、緊急でやらせていただいたものというのは、災害が発生してすぐ、1か月以内くらいを目途に、授業等に差支えのないような形で対応させていただいたものです。教育災害復旧事業費の部分についてはこれからということで、異なる費目で予算を計上しております。

教育長

他にございませんか。

委員

4 ページ目の災害応急対策費（危機管理室所管）と、下の教育災害復旧事業費（教育総務部所管）ですが、これらの項目は施設

設備の修理という事でガラスであるとかエキスパンションジョイントであるとか同じ文言が出ていますが、項目の線引きはどのような考えになっているのでしょうか。

次長兼教育総務課長

4 ページ上の危機管理室所管の部分ですが、災害が起きた場合にすぐに対応できるように、もともと当初予算で町全体分として計上している予算になっています。まずはこれを使って、授業を再開するにあたって必要な緊急的な項目として対応させていただいたものが上のものになっております。下の教育災害復旧事業費というのが授業に差し支えないけれども、今後補修をしていかなければならない項目ということで分かれています。例えば、第二小学校の体育館窓ガラスについて、上の危機管理室所管分では、割れた部分について養生テープを貼ってこれ以上広がらないようにする対応であったり、さらに余震があつて内側に窓ガラスが落ちてこないように養生板のようなものを貼ったり等、一時的に対応させていただいているものです。下の教育総務課所管分については、今後の対応として、割れた窓を取り換えることを予定しているということから、応急対応分とは分けさせていただいているということです。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。第31号議案「島本町教育委員会の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長

本議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項におきまして、「教育委員会は、毎年、そ

の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されております。具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられております。本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育に係る重点目標を定めており、この「島本町教育・保育重点目標」の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検のうえ、評価を行っております。

作成にあたりましては、まず、各課において自己点検及び評価を行い、それらを取りまとめ、素案を作成いたしました。次に、本素案を基に各学校園所長や教育委員の皆さまからご意見をいただきました。更に、教育に関し学識経験を有する者からの知見を活用することが義務付けられておりますことから、学校教育関係につきましては、昨年度に引き続き、大阪成蹊大学の三村教授、また、生涯学習関係につきましても、昨年度に引き続き、京都ノートルダム女子大学の岩崎教授から助言をいただいております。両名の学識経験者からの主なご意見は、1ページから2ページに記載をいたしております。これら頂きました意見や助言内容を踏まえ、再度、教育委員会事務局内で精査し、今回報告書（案）として提案させていただいております。

素案からの大きな修正箇所といたしましては、38ページにおいて、広域利用者数について、他市町からの登録者数だけでなく、本町からの登録者数も表記してほしいとのご意見がございましたので、表記いたしました。その他は、細かい文言整理をしております。

最後に、再び、2ページをご覧ください。5点検・評価に関する今後の取組でございます。教育委員会といたしましては、今後、記載のとおり、3点を中心に取り組んでまいります。

まず、1点目といたしましては、今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行ってまいります。

次に2点目といたしましては、点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取り組むを推進いたします。

最後に3点目といたしましては、町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組んでまいります。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

1 ページ目の学識経験者からの意見の「本報告書について、年度ごとの目標を設定するとともに、分野別に加え横断的な記載方法も検討する必要がある」という項目について、去年も同じような項目がありましたが、これについて考えておられることがありましたらお聞かせください。

次長兼教育総務課長

具体的に本年度につきましても、現在のところこれと行ってできていないのが実情でございます。今後、教育委員会としてどういった形で表記し、検証していくのかを、引き続き検討させていただきたいと思っております。

委員

目標の方が平成29年度と平成30年度とで随分変わりましたので、そこでうまく調整できているのかなと思っていました。昨年横断的という指摘があったように思います。

教育長

今年度もまだ数箇月しか経っておらず、ご指摘を活かせるのは次年度の目標になるかと思っております。横断的というのは、各課の中でいろんな施策が絡み合っている行われており、横との連携、例えば教育推進課と生涯学習課の図書館であるとか、そういったことであるかと思っております。検証に当たっては、施策的に取り上げて大きなものをするのか、現状にあるものとしていろんな会議に盛り込んでいくのか、どのような形で行うのが良いかは、ご相談する必要があると思っております。

委員

平成30年度の目標が随分前年度と変わっていて、とても整理されたと思っておりますので、連携する方法など、一つの教育委員会と

しての全体的な教育理念という事を示すことができるのかなと思います。これは平成29年度の評価なので、平成30年度の整理された目標の文言の中で解決されるのかなとは思っています。

教育長

大阪府の教育庁の指示事項というものがあり、それを本町の特色で行うとすっきりとして、他の課との連携がみえてくるところがあると思っています。本年度、学校・園・所に対して指示事項として打ち出していますので、はっきりと島本町の教育・子育てをどうするかという事をここに盛り込んでいくのが一番大切かと思います。方向性としては次年度の指示事項として反映しようと思います。

委員

1 ページの学識経験者からの意見ですが、この学識経験者の方とのやり取りは、項目として何か書面として書いたものを出されるのか、ヒアリングをしながら聞き取りをされているのかを教えてくださいたいです。例えば、2 ページにあります「公教育の果たすべき役割をしっかりとになっていく必要がある」と書いてあるのは、どこを見て言われているのかということを知らないと次に活かさない気がしました。また、上から八つ目の「多様化していく進路選択を踏まえ、進路指導の充実に努めること」というのも、どの部分を見てそういう意見を言われたのかお聞かせいただきたいと思っています。

教育推進課長

「確かな学力の育成に努め、公教育の果たすべき役割をしっかりとになっていく必要がある。」につきましては、今、新学習指導要領が実施され、町内におきましても小中一貫校でありますとか私学の誘致でありますとか学びも多様化していくなかで、しっかりと島本町としての公教育を担っていくべき、という全体に対する意見をいただきました。進路指導の選択につきましては、項目といたしましては6の「進路指導の充実」というところになりますが、入学選抜制度が変わる中で、島本町では進路選択について平成29年度においては100%の進学と聞いております。そのなかで不登校の児童生徒でありますとか、あるいは将来に向けたキャリア教育の視点から、進路選択については多様性を持っていくように、というような意見をいただいております。

教育総務課、教育推進課関連につきましては、協力者の先生には事前に素案を送付し、目を通していただいております。改めてこちらから先生のところへ訪問し、ヒアリングを行った内容で文章を作成しております。再度先生に提示をさせていただいて、確認をいただいた後に原案として記載しております。

生涯学習課課長

生涯学習課関連につきましても同様の手法でございます。まず素案をお示しし、ヒアリングに伺いまして、ヒアリングした内容をこちらで文章に取りまとめて、その内容をご確認いただいて了解いただいた上で、ここに掲載させていただいております。

委員

2ページの5で「今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に」となっていますが、課題となっている諸施策はある程度確定しているものなのでしょうか。

教育推進課長

総合教育会議における議題については、確定とまではいきませんが、例えば貧困に関わる問題として、福祉と連携して考えていくものが挙げられています。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。